

ひだまりの学童クラブ

2026年度（令和8年度）4月1日入所申請について

申請期間 【一次受付】2025年10月17日(金) ～ 2025年12月22日(月)19:00(必着)

【二次受付】2025年12月23日(火) ～ 2026年2月25日(水)19:00(必着)

※日曜日、祝日、年末年始12月29日～1月3日はお休みです。

※受付期間後の提出（不足書類の提出含む）は二次選考の対象になりますので、ご了承ください。

※二次選考は一次入所決定後に実施します。一次選考で定員を超えた場合は入所待機となります。

ひだまりの学童クラブを第一希望として入所申請される方は、必要書類をひだまりの学童クラブへ提出してください。

入所受付時に書類の記載不備等を確認いたします。受付には時間を要しますので、お待ちいただくことがあります。（公設学童クラブを第一希望とされる方は、必要書類を和光市役所保育施設課に提出してください。

入所申込書類は公設学童クラブ・ひだまりの学童クラブ共通書式です。和光市役所HPから書式のダウンロードができます。）

対象児童

学童クラブに入所できる児童は、次のいずれにも該当する小学1年生から6年生までの児童です。

- 1.市内の小学校に就学している児童、又は市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している児童
- 2.平日の放課後や土曜日、学校長期休業日等、日中に保護者が就労等により家庭にいない児童

入所期間

最長で一年度間となります。（一年毎に入所申込みが必要です。）

※令和8年度4月入所の場合：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

入所できる要件

次のいずれかに該当する場合、通年入所の申請が可能です。

- ・保護者が就労している場合
※15時までに保護者が帰宅できる場合は、通年入所できません。
- ・保護者が就学している場合（就学期間内の入所になります）
- ・保護者の出産（出産予定月とその前後2か月）
※育児休業中は入所できません（入所希望月中に復職する場合は入所申請が可能です。）
- ・保護者が常時傷病等で、児童が自宅で過ごすことができない場合
- ・保護者が親族等を常時介護する必要がある、児童が自宅で過ごすことができない場合
- ・保護者が求職活動をしている場合（利用希望日から2ヶ月後の末日までとなります）

留意事項

- ・公設学童クラブと併願される場合は、どの施設を第一希望とするのか必ずお決めになった上でご申請ください。
- ・対象児童・入所できる要件を満たしている場合であっても、定員を超えた申込みがあった場合は、選考の結果により入所待機となることがあります。第2希望以降もご検討くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・申請期間中に必要書類をすべて提出していただく必要があります。
（書類に不備がある場合、再提出をお願いしています。申請期間中に再提出がなかった場合は、受理できませんのでご注意ください。）ご不明点やご相談がある場合は、出来る限りお電話でお問い合わせください。
- ・提出書類に書く内容は、入所日時点の情報を記入してください。
申し込み後、入所までの間に引っ越しする等の場合は、引っ越し後の住所等を記入してください。（選考結果の連絡等に使用しますので、引っ越し予定時期もお知らせください。）
- ・申込書類提出後に変更事項が生じた場合は、電話にてご連絡ください。書類の再提出をお願いする場合があります。
- ・入所申込書・児童状況表は、児童1枚につき1枚ずつ必要です。
- ・保育を必要とする証明書・その他必要書類は、児童1人につき1枚ずつ（もしくは1部ずつ）添付が必要です。兄弟姉妹等で和光市の保育園・学童クラブ双方に提出が必要な場合は、どちらか一方に写しを添付することが可能です。
（基本的には、一番下のお子様の申請用として原本を提出してください。）
- ・申し込み後、第一希望を変更する場合や、第二希望以降を追加する場合は、「申込学童クラブ変更届」の提出が必要です。
- ・入所申請の取り下げは、「入所申請取下書」の提出が必要です。

裏面あり

入所申込の必要書類 (①②③全て提出) 提出時に記入漏れがないようご注意ください。

①【必須】入所申込書 (児童1人につき1枚ずつ必要)

- 連絡先記載欄には電話番号、メールアドレスを必ずご記入ください。(携帯電話は父・母どちらの番号か分かるように記入してください。)
- 申込区分は「1 新規」に○をしてください。
- 学年は入所希望期間の学年を記入してください。
- 学区に関わらず、第2希望以降がある場合はご記入ください。
- 「入所児童の世帯の状況」の欄が足りない場合は、ご相談ください。
- 希望入所期間は最長で1年度間となります。(空欄にはせず、必ずご記入ください。)
- 署名欄に、署名・捺印をお願いします。

②【必須】児童状況表 (児童1人につき1枚ずつ必要)

- 特別な配慮の必要性がある場合は、必ず「特別な配慮の必要性」欄に記載の上、状況が分かる資料の添付をお願いします。記載内容以外の事項があった場合は、入所をお断りする可能性もあります。
- アレルギーについて、入所決定後に書類を提出していただく可能性があります。小学校に提出している書類(医師の指示書・診断書等)の写しを保管しておいてください。
- 「同居人の状況」は、同居、かつ別世帯の祖父母等がいる場合のみご記入ください。
同居、かつ同世帯の祖父母等がいる場合は「同居人の状況」には記載せず、①入所申込書の「世帯の状況」欄に記入し、「同居人の状況」欄は「いない」に○をしてください。
※別居している祖父母等がいる、もしくは祖父母等がいない場合は、「いない」に○をしてください。

③【必須】保育を必要とする証明書・その他必要書類 (保護者【父・母】それぞれの書類が必要)

※別世帯を含め20歳以上65歳未満の同居人(祖父母等)がいる場合は、保護者の一員として保育ができないことを証明する書類(申請対象児童の兄弟が学生の場合は学生証の写しで可)が別途必要です。提出がない場合は、保育補助者がいるものとして評価いたします。

〈就労の場合〉

1. 就労(予定)証明書 (保護者【父・母】それぞれの書類を提出してください。)

- ・証明書の有効期限は1年度間とします。(入所期間中において有効であること)
※雇用期間が入所期間外、かつ契約更新無しの場合は、入所できません。
- ・保護者記入欄に申請対象児童の情報を自書し、記入・捺印は勤務先にご依頼ください。
個人で会社経営又は自営業をしている場合は、営業の事実が確認できる書類(確定申告・営業許可証等の写しを添付してください。)
- ・変則勤務で、証明書に記入ができない場合は直近1ヶ月の就労状況を確認できる書類の提出が必要です。
※シフト表がある場合…シフト表を添付してください。(手書き不可)
保護者以外の個人情報(他従業員の氏名等)は黒塗りにして構いません。
シフト表を提出される場合、「直近4週間の就労実績表」は不要です。
※シフト表がない、又は手書きシフト表の場合
…「直近4週間の就労実績表」に申請対象児童の情報と、勤務状況を自書し、
記入・捺印は勤務先にご依頼ください。
- ・残業が恒常にある場合は、残業証明書やシフト表等のご提出を、必ずお願いします。提出がない場合には就労証明書に記載された就業時間で指数を判定します。

2. 通勤・通学の経路 (保護者【父・母】それぞれの書類を提出してください。)

- ・勤務先から自宅までの経路を自書してください。
(公平性の観点から Google マップ等を参照しご記入ください。)
- ・単身赴任の保護者については、提出不要です。

〈就労以外の場合〉

- 就労以外の理由(就学、病気、障害、出産、介護、看護付き添い)で入所を希望される方は、和光市 HP をご参照の上、理由に応じた必要書類を提出してください。

その他(該当する場合のみ)

- ひとり親であることの申立書…ひとり親の場合(死亡・離婚・別居・未婚)はご提出ください。
- 公設学童クラブの利用料算出に必要な書類…ひだまりの学童クラブへの提出は不要です。第2希望以降に公設学童クラブを希望される場合は、申請時にひだまりの学童クラブ経由で和光市役所に提出することもできます。(利用料算出に必要な書類についての詳しい説明は、和光市役所の HP をご確認ください。)